

“共謀罪”の本質を理解し、粉碎するために

宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」を知って欲しい

……戦時中や戦争へ向かうとき、権力はその本性を現し、国策（戦争）に反対する市民に対して牙を剥く。圧倒的な組織力と金、強制権限を用い“合法的に”市民を牢に閉じ込め、“合法的に”市民を殺す。そうした権力の暴走の一手段が情報に対する統制である。

「序文—権力の暴走を阻むために 藤森 研」から

引き裂かれた青春



北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の
真相を広める会



千代田区労働組合協議会

事務局 101-0061 東京都千代田区三崎町 2-19-8 杉山ビル 2 階

e-mail: chyda-kr@f8.dion.ne.jp TEL:03-3264-2905 FAX:03-6272-5263

北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

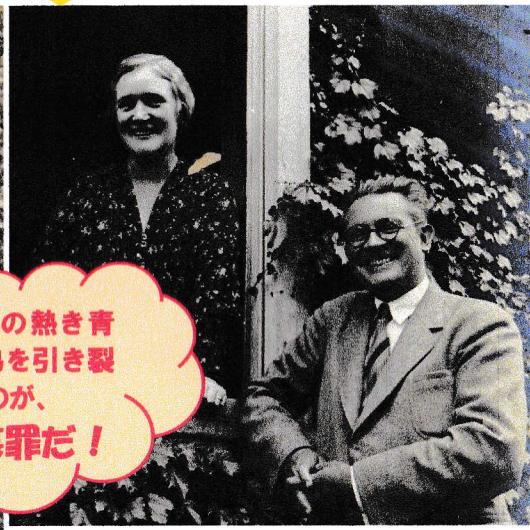
<http://miyazawa-lane.com/>

◆お問い合わせ・ご意見等は、上記千代田区労協事務局までお願いします。

(2017. 1. 20発行)

宮澤・レーン「スパイ冤罪事件」は訴える

“共謀罪”断固反対！



再び、この熱き青
春と師弟を引き裂
き、奪うのが、
共謀罪だ！

クラーク博士像の横に立つ宮澤弘幸と、北大生
たちと心を通わせたハロルド・レーン、ポーリ
ン・レーン夫妻（1939年、北大官舎にて）

秘密保護法・戦争法は廃止せよ！

千代田区労働組合協議会
北大生・宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」の真相を広める会

無限・無制限の冤罪ねつ造装置 “共謀罪、を許すな！”

安倍政権は、1月20日開会の第193回通常国会で「共謀罪」を成立させようとしている。秘密保護法（13.12.6成立）、防衛装備移転（武器輸出）三原則閣議決定（14.4.1）、集団的自衛権行使閣議決定（14.7.1）、戦争法（15.9.19成立）、盗聴法・刑訴法改悪（16.5.24成立）、南スーダン派遣自衛隊員に駆けつけ警護任務付与閣議決定（16.11.15）――。

この一連の動きは「戦争への道」でなくて何なのか。70年前、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と誓い合った憲法を真っ向から否定する行為ではないか。

加えて「話し合うこと」だけで罪に陥れようとする共謀罪――。日本の刑法では、犯罪によって具体的な被害や危険が発生したとき、罪に問われるのが原則だ。ところが共謀罪は、2人以上で例えば「基地反対行動をしよう」「マンション建設工事反対」と話し合っただけで罪とされ、会話、電話、メールなどが捜査の対象になる。つまり憲法で保障された思想信条の自由が侵され、無限・無制限に冤罪が引き起こされる国民弾圧装置なのだ。

共謀罪がいかに冤罪事件を作り、残酷であるか。戦前に実例がある。

「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」とは

1941年12月8日、内務省は特別高等警察（特高）を総動員して、「開戦時に於ける外諜容疑者一斉検挙」の名のもと、全国でかねて内偵の対象者111人をこの日に、その後15人、さらに別途憲兵隊が52人を有無言わざず検挙した。その中に、北海道帝国大学工学部学生・宮澤弘幸と、同大予科英語教師・ハロルド・レーン、同ポーリン・レーン夫妻がいた。（右記事は『北海タイムス』当時）

宮澤弘幸とレーン夫妻は一審から大審院（現・最高裁判所）を通し「スパイ」の容疑を否定し続けたが、宮澤弘幸とハロルドは懲役15年、ポーリンは同12年の刑が確定し、宮澤弘幸は極寒の網走刑務所に収監され、レーン夫妻は収監後、戦時相互の日米交換船でアメリカへ送還された。

宮澤弘幸は過酷な制裁を伴う独房で、極度に衰弱、敗戦後、占領軍による超法規措置で釈放されたものの、1947年2月22日、27歳で病死。事実上の獄死だった。

北海道帝国大学は、冤罪に陥れられた宮澤弘幸とレーン夫妻に対し、特高に抵抗することも、支援の手を伸べることも一切しなかった。



権力が描いた「冤罪事件」の構図

宮澤弘幸とレーン夫妻は、いったい、なぜ検挙されたのか――。

日中戦争が泥沼化していた1939(昭和14)年6月、北大で、レーン夫妻ら外国人教師を囲む学生有志たちは「ソシエテ・ドュ・クール」(心の会)を結成した。国際色豊かな環境を生かしての語学研修と文化交換の実践の場といつてい。

だが、権力は国民を戦争に駆り立てるために、身近に「敵」を作り、隣人を「スパイ」に仕立て上げる暴挙に墮ちた。

平和を愛する「心の会」はその絶好の標的とされた。「あいつはスパイだ！」「裏切者だ！國賊だ！」「追い出せ！」「スパイの子と遊ぶな！」……。

理不尽は裁判でも一貫した。宮澤弘幸に対する大審院判決では、北大夏季労働実習、海軍軍事思想普及講習会、千葉戦車学校での機械化訓練講習会等で見聞したこと等をレーン夫妻に話したとされ、それが軍機保護法違反だとされた。

ところがこれら実習や講習会は、すべて公知の事実であり、軍機保護法に照らしても軍事秘密とは言えない。国家権力にとっては、法の適用さえ弾圧のための口実に過ぎず、裁判権力も物証を求める事なく検察権力の言い分を通している。

“共謀罪、は軍機保護法以上の弾圧法規だ

軍機保護法制定時、政府・軍部は1937年の帝国議会でこう答弁した――。

「軍機保護法が対象とする『軍事上の秘密』とは、統帥事項または統帥と密接な関係のある事項に関する高度の秘密で、尋常一様の手段では探知収集できない秘密であり、『探知罪』とは、『軍事上の秘密』であると知っていて、故意に不正な手段を以って探知または収集した故意犯だけを罰する」（要約）

議会は「政府は本法の運用に当たりては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」等との付帯決議を付け、満場一致で可決した。

だが、国家権力は、法律が議会で成立した途端、一連の答弁も付帯決議も完全に踏みにじり、軍部言いなりの「軍事秘密」をテコに、国民に襲いかかったのだ。

*

今、政府は、共謀罪は「一般の方々が対象になることはあり得ない」などと言っている。「安倍さんは『下品』だ『嘘つき』だ『思い上がり』だ」（牧太郎・青い空白い雲、1.22 サンデー毎日）とまで言われている安倍政権の言動、信用できるだろうか。弾圧法規は、いったん成立すれば、国家権力によって付則・付帯決議などとも簡単に蹴散らされ、暴走するのだ。

共謀罪は、断固粉碎しなければならない！！！